

## 級別及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

### 行政職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務及び職名	合計	
		(人)	(%)
1級	主事の職務 主事補の職務	17	11.2
2級	相当の知識又は経験を必要とする主事の職務	16	10.5
3級	主査の職務 副主査の職務	25	16.4
4級	副課長の職務 困難な業務を行う主査の職務	62	40.9
5級	課長の職務 困難な業務を行う副課長の職務	25	16.4
6級	会計管理者の職務 困難な業務を行う課長の職務	7	4.6
	合計	152	100.0

課長とは、課長、室長、所長、参事、技術監、保健監、議会事務局長及び農業委員会事務局長を副課長とは、副課長、次長及び園長をいう。